

国立大学法人東京医科歯科大学病院保有個人情報管理細則

令和元年5月20日
制 定

（趣旨）

- 第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学個人情報管理規則（以下「規則」という。）第2条第3項に定める病院保有個人情報のうち診療情報の管理に関し、必要な事項を定める。
- 2 この細則のほか、次条第6号に定める職員等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、規則及び医療情報ネットワーク情報セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

（定義）

- 第2条 この細則において、規則第2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 病院 東京医科歯科大学病院をいう。
 - (2) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、職員等が知り得た情報をいい、電子媒体だけでなく、紙媒体（診療録コピーを含む。）を含む。
 - (3) 学外 東京医科歯科大学（以下「本学」という。）湯島地区以外のことをいう。
 - (4) 特定の個人を識別できる状態 氏名、生年月日、住所、電話番号、患者ID等を含む状態をいい、また他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できる状態も同様とする。
 - (5) 外部記憶媒体等 USBメモリ、SDカード、外付けハードディスク、CD-R、DVD-R等パソコンに接続して使用する書き込み可能な媒体をいい、紙媒体（診療録コピーを含む。）を含む。
 - (6) 職員等 常勤、非常勤、専任、兼任、派遣職員等の勤務形態にかかわらず、病院の業務に従事する全ての者をいい、診療情報を取り扱うことのある学生、ボランティアを含む。なお、規則で職員とあるのは、病院保有個人情報に関するものは、職員等と読み替えるものとする。

（保護担当者）

- 第3条 規則第5条第2項に基づき、病院においては医療情報部長、医療安全管理部長及び事務部長を病院保有個人情報の保護担当者とする。
- 2 保護管理者が必要と認めた場合には、前項以外の者を保護担当者として置くことができる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保護管理者と同等の権限を以って病院保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（保護副担当者）

第4条 病院に、各診療科、基盤診療部門及び診療管理部門等の長を、病院保有個人情報の保護副担当者として置く。

- 2 保護副担当者は、自身の所属する診療科、基盤診療部門及び診療管理部門等において、保有する患者個人情報の管理監督責任を負う。

(利用目的の範囲内での利用)

第5条 職員等は、総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び保護副担当者の指示に従い、利用目的の範囲内で保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 法第16条第3項及び第4項の場合を除き、病院保有個人情報を診療等に必要な範囲を超えて利用する場合は、総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び保護副担当者以外に、当該情報を有する個人にも同意を得ないと利用することができない。

(研修等)

第6条 保護管理者は、職員等に対し、個人情報に関する研修会または講習会（以下、「研修会等」という。）を定期的開催し、個人情報の取扱いに関する知識の習得及び意識向上を図る機会を作らなければならない。

- 2 保護管理者は、実習等により診療情報を取り扱うことのある学生に対し、予め、研修会等を受講させなければならない。また、医学部長及び歯学部長は、これに協力しなければならない。
- 3 職員等のうち診療従事者は、やむを得ない場合を除き、第1項の研修会等を実施される毎に必ず受講しなければならない。
- 4 保護管理者は、前項の目的を達するため、研修会等の日程を複数設ける、又はWEB上での視聴等、診療従事者すべてが研修を受講できる機会を設けなければならない。
- 5 病院長は、第1項に定める研修会等を受講しない診療従事者に対し、医療情報システムの利用を停止することができる。

(アクセス制限)

第7条 規則第11条に基づき、病院保有個人情報のアクセス制限については、保護管理者が職員等の業務内容等に応じて別に定める。

- 2 保護管理者は、前項のアクセス制限は必要最小限の職員等に与えなければならない。
- 3 学生のうち、臨床実習等により病院保有個人情報にアクセスする必要がある者は、別紙様式1の誓約書を保護管理者に提出しなければならない。

(複製等の制限)

第8条 規則第12条の規定に基づき、職員等が病院保有個人情報を含む状態（特定の個人を識別できる状態のこと。以下同じ。）での複製や、学外へ送信、病院保有個人情報が記録されている外部記憶媒体等の外部への送付又は持ち出し（以下「複製等」という。）は、次の各号の場合を除き、行ってはならない。

- (1) 他の医療機関等への診療情報提供する場合
 - (2) 診療報酬請求を行う場合
 - (3) 法令等、本学の諸規則または本学が締結した契約に基づく場合
 - (4) やむを得ない事情により、特に病院長が認めた場合
- 2 前項により、学外へ複製等により持ち出す診療情報は必要最小限にとどめ、厳重に管理して情報が外部に漏えいすることがないように措置しなければならない。

(申請)

第9条 前条第1項第4号により複製等を認める場合は、別紙様式2を、病院においては総務課に提出し、病院長が許可する。

(病院情報システム)

第10条 規則第16条から第22条に定めるほか、病院情報システムで取り扱う病院保有個人情報については、東京医科歯科大学病院医療情報システム利用規則(平成16年規則第227号)により取り扱う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第11条 規則第24条に基づき、医療情報システム端末等に接続可能な外部記憶媒体等は別に指定するUSBメモリ、もしくはその他の認められた機器に限定する。ただし、実習等により学士課程学生が医療情報システム端末等を使用する場合には、外部記憶媒体等による接続は認めない。

2 職員等は第8条により、やむを得ず複製等した病院保有個人情報を外部記憶媒体等に記録する場合には、大学が定めるパスワードガイドラインに準じて、パスワードを設定しなければならない。

(情報システム室等の監視設備)

第12条 保護管理者は、病院保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室に、外部からの不正な侵入に備えるため、規則第30条第1項に定めるもののほか、監視設備を設置する。

(統計の作成、学術研究)

第13条 規則第31条によるもののほか、職員等が専ら統計の作成又は学術研究の目的のために病院保有個人情報を利用する場合は、当該個人情報を特定の個人を識別できる状態から、識別できない状態へ匿名化しなければならない。

(事案の報告)

第14条 規則第33条に基づく事案の報告のほか、病院保有個人情報が保存された外部記憶媒体等を紛失した場合、またはそのおそれがある場合は、その事案等を認識した職員等は、別紙様式3を用いて速やかに病院長へ報告しなければならない。

2 保護管理者は、規則第33条に基づき、総括保護管理者に報告をするほか、総括保護管理者が事案の内容等に応じて行う文部科学省への情報提供と同様に、関連所管官庁に情報提供を行う。

(公表等)

第15条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を総括保護管理者と協議の上、講ずる。

(点検)

第16条 保護担当者は、保護管理者を補佐し、病院保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行うものとする。

第17条 保護管理者は、病院保有個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適

切に対応できる体制について、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和元年５月２０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学附属病院の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する内規（平成１７年制定）及び国立大学法人東京医科歯科大学附属病院における患者個人情報の取扱いに関する申合せ（平成２６年制定）については、廃止する。

附 則（令和３年９月２２日制定）

この細則は、令和３年１０月１日から施行する。